

久留米市長 殿

法第42条1項3号・2項道路

念 書

久留米市 町 番地から 番地までは私道であります。
現況道路幅員及び後退距離（道路境界線）については、関係土地所有者と協議し、別紙のと
おり決定いたしました。

つきましては、私道に接する建築物及び建築物に附属する門・塀等は、道路境界線内に築
造せず、道路部分として将来にわたり確保いたしますことを下記にて確約いたします。

記

建築主 住所
氏名 _____ 印

土地所有者 住所
氏名 _____ 印

工事監理者 住所
氏名 _____ 印

工事施工者 住所
氏名 _____ 印

別紙 1

関係土地 番地	土地所有者の 住所 氏 名	印